

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象基準	補助対象経費	補助金額
1 児童生徒	<p>次の全ての要件を満たす場合</p> <p>(1) 児童生徒が、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき設置する、県内の小学校、中学校、特別支援学校中学部のいずれかに、7月1日時点で在学していること。</p> <p>(2) 7月1日時点における児童生徒の保護者等の市町村民税所得割の額（保護者等が2人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額）が102,300円未満であること。</p> <p>(3) 児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する調査に協力すること。</p>	<p>授業料（授業料減免等を行っている場合は、減免後の額）、施設整備費等</p> <p>※施設整備費等とは、授業料、入学料及び受験料以外の全ての生徒等納付金（例えば、施設整備費、実験実習費、冷暖房費等をいい、PTA会費等の委託徴収金、任意の寄附金、寮に係る経費、スクールバス代は除く。）をいう。</p>	<p>支援の対象となる児童生徒1人当たり年10万円を上限とする。</p>
2 学校設置者	<p>私立学校法第3条に規定する学校法人が学校教育法の規定に基づき設置する県内の小学校、中学校、特別支援学校中学部の設置者であること。</p>	<p>事務の執行に要する経費のうち、人件費（賃金、時間外勤務手当、共済費（賃金に係る社会保険料）等）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、保管料及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>補助対象経費の実支出額を交付金額とする。ただし、予算の範囲内とする。</p>
<p>【添付書類】</p> <p>1 ・市町村民税課税証明書等</p> <p>・調査票</p> <p>2 ・領収書等の証拠書類（実績報告時）</p>			